

重要事項説明書

1 介護老人保健施設の概要

(1) 介護老人保健施設の名称等

- ・施設名： 介護老人保健施設 孔子の里
- ・開設年月日： 平成9年7月30日
- ・所在地： 熊本県菊池市泗水町福本904番1
- ・電話番号： 0968-38-5666
- ・FAX番号： 0968-38-6644
- ・施設長名： 古賀 毅
- ・介護保険指定番号： 介護老人保健施設（4352680054号）

(2) 介護予防短期入所療養介護事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

介護予防短期入所療養介護は、要支援1及び2（以下、要支援）の状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2) 運営の方針

- ① 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、「家庭的なものを保持し続ける」ことを基礎に、通過施設として「いつでも、何回でも、くり返し」利用者が利用できるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑥ 当施設は、提供する介護予防短期入所療養介護サービスの質の評価を行い、常にその改善に努めます。

(3) 施設の職員体制（介護老人保健施設の職員で、介護予防短期入所療養介護に係る職員）

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1（通所兼務）	—	施設サービス管理
医師	1（通所兼務）	—	健康管理、保健指導及び施設内診療
看護職員	7以上	—	看護・介護及び保健衛生業務
薬剤師		1	調剤業務
介護職員	18以上	—	介護業務
理学療法士	1以上	—	機能回復訓練業務
作業療法士	1（通所兼務）	—	機能回復訓練業務
管理栄養士	1	—	栄養及び食事の管理指導
介護支援専門員	1	—	施設サービス計画の作成
支援相談員	1以上	—	相談援助業務
事務職員	3（通所兼務）	—	医療事務、庶務及び財務事務

(4) 入所定員等

定 員： 70名

療養室： 特別個室 1室
個室 19室
2人室 13室
4人室 6室

2 主なサービスの内容

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただくサービスです。医学管理の下における看護や介護、機能訓練等を行い、利用者の療養生活の質の向上と利用者のご家族を支援するために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されます。その際は、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、計画内容については同意をいただきます。

(1) 介護予防短期入所療養介護計画の立案

相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者に対しては、介護支援専門員が利用者やご家族の希望、利用者の心身状況、病状、及びそのおかれている環境、医師の診療方針に基づき、介護予防短期入所療養介護計画を立案しサービス担当者会議を行います。計画作成にあたっては、その内容等を利用者又はご家族に説明し、同意を得、短期入所療養介護計画を利用者に交付します。

(2) 診療

利用者の病状及び心身の状況に応じて健康管理、保健指導及び必要な診療を適切に行います。

(3) 看護・介護

介護予防短期入所療養介護計画に基づき、医学的管理の下で、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、病状及び心身の状況に応じた看護、介護を適切な技術をもって提供します。

(4) リハビリテーション（機能訓練）

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なりハビリテーションを提供します。

(5) 食事

おいしく、バランスのとれた食事を提供します。食事時間は以下の通りですが、食事時間・場所をご希望に添いますので、ご相談下さい。

- ・朝食 8時00分
- ・昼食 12時00分
- ・夕食 18時00分

(6) 入浴

一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者の身体状況に応じ、1週間に2回以上、また、ご希望の方は毎日の入浴、夜間の入浴も可能です。

(7) レクリエーション

お花見や夏祭り、誕生会など、季節の移り変わりを感じていただける催しの他、ドライブや買い物、外食、喫茶等も実施しています。

(8) ボランティアの皆様との交流や趣味活動

幼稚園や学校、各種団体との交流や、ボランティアの皆様による書道教室、大正琴、歌や踊りなどもお楽しみいただけます。

(9) 相談援助サービス

療養上の相談、在宅介護の相談、各種福祉サービスに関する相談など、様々な相談をお受けします。

(10) 理美容サービス

原則的に月2回、第1火曜日・第3木曜日に、理美容サービスを行っています。

3 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料 (介護保険では、要支援・要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

【従来型】 ※ () 内表示は2割自己負担分です。

<多床室>		<個室>	
・要支援1	613円 (1226円)	・要支援1	579 (1158円)
・要支援2	774円 (1548円)	・要支援2	726円 (1452円)

【在宅強化型】 ※ () 内表示は2割自己負担分です。

<多床室>		<個室>	
・要支援1	672円 (1344円)	・要支援1	632円 (1264円)
・要支援2	834円 (1668円)	・要支援2	778円 (1556円)

② 加算料金 ※ () 内表示は2割自己負担分です。

◆サービス提供体制強化加算 (I)	1日あたり	22円 (44円)
(II)		18円 (36円)
(III)		6円 (12円)
◆夜勤職員配置加算	1日あたり	24円 (48円)
◆介護職員等特定処遇改善加算 (I)		所定単位数の2.1%
(II)		所定単位数の1.7%
◆介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数の3.9%
(II)		2.9%
(III)		1.6%
(IV)		(III)の90%
(V)		(III)の80%
◆介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の0.8%
◆介護職員処遇改善加算 (I)	<u>R6年6月から</u>	所定単位数の7.5%
(II)		7.1%
(III)		5.4%
(IV)		4.4%
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	1日あたり	51円(102円)
(II)		51円(102円)
・認知症ケア加算 (3階認知症専門棟のみ)	1日あたり	76円 (152円)
・認知症専門ケア加算 (I)	1日あたり	3円(6円)
(II)		4円(8円)
・個別リハビリテーション実施加算	1日あたり	240円(480円)
・認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間)	1回あたり	200円(400円)

(医師が在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所利用が適当と判断した場合)

・若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	120円(240円)
・総合医学管理加算(利用中に7日を限度)	1日あたり	275円(550円)
・口腔連携強化加算	1回あたり	50円(100円)
・療養食加算	1回あたり	8円(16円)
(食事療法を必要とする利用者に療養食を提供した場合)		
・送迎加算(入所時及び退所時に送迎を行った場合)	片道	184円(368円)
※通常の送迎の実施地域 当施設より半径10Kmの範囲内(菊池市、合志市)		
・緊急時施設療養費	1日あたり	511円(1022円)
・生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月あたり	100円(200円)
(Ⅱ)		10円(20円)
・緊急短期入所受入加算(7日間)	1日あたり	90円(180円)
(居宅サービス計画に位置づけられていない緊急利用者の受け入れを行った場合)		
・身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の-1/100
・高齢者虐待防止措置未実施減算		
・業務継続計画未策定減算		

③ 食費

・朝食	1食あたり	490円
・昼食	1食あたり	790円(オヤツ代含む)
・夕食	1食あたり	720円

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

④ 滞在費

<多床室>	1日あたり	437円
<個室>	1日あたり	1728円

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

⑤ 日常生活品費	1日あたり	300円
(施設で用意する石鹸、ボディシャンプー、シャンプー、リンス、化粧品、整髪料おしぼり、タオル、トイレットペーパー、温泉水、消毒液、ビニール製品等)		

⑥ 教養娯楽費	1日あたり	250円
(施設で用意する新聞、ビデオ、本、雑誌、レクリエーションに使用する色紙、鉛筆マジック、絵の具、テレビ受信、ネット環境使用料等)		

(2) その他の料金

①特別室料	1日あたり	550円
②理美容代	・カット・顔剃り・シャンプー	2500円
	・カット・顔剃り	2200円
	・カット	1500円
	・顔剃り	1000円
	・美容料(パーマ等)	実費

③訓練材料費	(利用者の方、個人で行う習字、手芸、お花等の材料費等)		実費
④行事費	(買い物、ドライブ、観劇、外食等)		実費
⑤健康管理費	(インフルエンザ等)		実費
⑥洗濯代	(クリーニング代)	1ヵ月	4500円
		1日(中途入退所)	150円

(私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。)

⑦ その他の費用

・テレビレンタル代		1日あたり	200円
・個人専用の家電製品の電気代		1日あたり	57円
(電気毛布・電気アンカ)		1日あたり	72円
・文書料	診断書		2200円
	診断書(施設入所用)		5500円
	証明書(生命保険関係)		5500円

(3) 支払方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書をご指定の宛先に発送いたします。その月の末日までに、現金、もしくは銀行振込にてお支払下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

また、口座振替をご希望の方は、口座振替依頼書にご記入の上、施設にご提出ください。振替予定日は毎月20日となりますので、事前のご入金をお願いします。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています。

(1) 協力医療機関

(2) ① 名称：岸病院

協 力 住所：熊本県菊池市泗水町豊水3388-1

歯 科 ② 名称：菊池有働病院

医 療 住所：熊本県菊池市深川433

機 関

① 名称：中山歯科医院

住所：熊本県菊池市泗水町豊水3514

5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、別紙「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会

面会時間は自由です。正面玄関は、平日は午後7時、土曜・日曜・祭日は午後6時に閉まります。夜間は、夜間通用口をご利用ください。

(2) 外出・外泊

介護予防短期入所療養介護中は、基本的に外泊はできません。外出の場合は、医師の許可が必要ですので少なくとも2、3日前までに外出届をご記入いただき、職員にお申し出ください。

(3) 洗濯

原則的にご家族で洗濯していただくようお願いしています。

(4) 飲酒

原則的に自由ですが、利用者の健康状態によって制限させていただく場合もあります。

(5) 喫煙

健康増進法の一部改正により、施設敷地内は全面禁煙となっております。

(6) 火気の取扱い

ストーブ、コンロ等の持ち込みは禁止となっております。

(7) 所持品・備品の持ちこみ

所持品には、必ず名前を書いていただくようお願いいたします。

(8) 金銭・貴重品の管理

利用者のこずかいは事務所にお預けいただけますが、多額の金銭・貴重品はお預かりいたしません。やむを得ない事情がある場合はご相談ください。お預けのない場合、紛失・盗難発生の際には責任を負いかねますのでご了承ください。

(9) 短期入所療養介護利用中の病院受診

短期入所療養介護中に病院受診はできません。入所中にやむを得ず病院受診を希望される場合は、施設を退所されてから受診していただくか、必ず事前にご相談ください。

(10) お薬について

入所中に病院へお薬を取りに行くことはできません。ご利用の際は、必ず利用日数分以上のお薬をご持参いただきますようお願いいたします。

7 非常災害対策

(1) 防災設備

スプリンクラー・消火器・屋内消火栓・誘導灯・誘導標識・防火ドア・
自動火災報知器・非常通報装置・非常電源等の諸設備

(2) 防災訓練 年2回以上

8 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、事業所及び利用者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

